

水道の検針に協力ください

毎月1回、水道を使用する皆さんの自宅や事務所を検針員が訪問し、水道メーターの検針を行っています。

検針がスムーズに

行われるよう、以下に協力ください。

各地区を担当する

検針員は次のとおり

です。

問い合わせ先

役場水道課水道係
☎(88)5664[直通]

地区	検針地区	氏名
第1区	田尻・火ノ浦・川床下・川床中・川床上・小坂・牧・市来崎・脇崎・塩追	瀬戸 繁盛
第2区	山門野・加世堂・梅ノ木山	玉置ヨシエ
第3区	赤崎・山寺・山中・本町・西・矢堂・官公署	山角 耕三
第4区	野中・菅牟田・上揚・宮ノ浦	清 弘子
第5区	浦底・福ノ浦・桂代・三船	小田 節子
第6区	伊唐・薄井・白瀬・本浦・葛輪	冷水 澄夫
第7区	片側・御所ノ浦・湯ノ口・幣串	永田雄一郎
第8区	平尾中南・母良木・藤之元・萩之牟礼	松尾 安
第9区	口之福浦・茅屋・北方崎・浜瀬・大鹿倉・杉ノ段	大迫由紀子
第10区	蔵之元・小浜	藤川 利栄
第11区	指江・城川内	山中 秀紀
第12区	川内・唐隈・広野・瀧・汐見・馬込	小川 幸治

- 1 メーターの周りは検針しやすいようにきれいにしてください。
- 2 メーターボックスの上に、車や物を置かないでください。
- 3 犬は放し飼いにせず、メーターボックスから離れた場所につないでください。
- 4 増改築などをされる際はメーターを検針しやすい場所に移してください。

浄化槽の法定検査を受けましょう

浄化槽は私たちの生活から排出された汚水を浄化し、きれいな水にして流すことができる装置です。

浄化槽の使用者は浄化槽の保守点検や清掃とは別に、これ

らが適正に行われており、機能が正常に維持されているかを確認する法定検査が法律で義務付けられています。

検査は(公財)鹿児島県環境保全協会の検査員が行います。このうち、定期検査については4年に1度の基本検査と4年に3回の採水員検査を行います。

検査対象となった浄化槽の使用するには、事前に日程通知がありますので必ず受検しましょう。

検査手数料について(一般家庭5~10人槽)

	合併浄化槽	単独浄化槽
基本検査 (ガイドライン検査)	5,000円	4,000円
採水員検査	3,000円	



法定検査の様子

問い合わせ先

鹿児島県生活排水対策室
☎099(286)3685[直通]

役場水道課下水道係
☎(88)5664[直通]

(公財)鹿児島県環境保全協会
☎099(296)9000[直通]

